

議会は討論の場である ～議会改革を考える 議員間の自由討議へ

皆さんの小中学時代の「会議」のイメージはどうでしょう。所属する団体の会議はどうだろうか。賛成意見反対意見の応酬があり、議論するうちに賛否が逆転したり、修正がはいったりするのではないだろうか。

地方議会の本会議を覗き込んで、まず驚くのは、議員同士の議論がないことだ。議員の質問は市長執行部に向けられ、議員vs役所。議員間に質問や討論の応酬は無く、飛び交うのはヤジばかり。市長の答弁を聞き、他の議員の討論を聞いて、賛否の立場が逆転することは先ずない。

「討論」は各議員の最終結論で一回限りな

ので、反対派・賛成派の討論の応酬はあるが結果はほぼ見えている。（国会も同じ）

実は、委員会でのやり取りは、議員vs役所と言いながらも結構議員間で意見の応酬がある。先般、短期間であったが『議会フロア検討特別委員会』が設置され、集中審議があった。内容が賛成か反対かの問題ではなかった。より良い議場の在り方を巡って、修正に修正が加わり議論が深まるにつれ、各議員、最初の考えを変化させて行った。

これがあるべき「会議」の姿ではないのか？！と思ったのでした。（実質非公開なので少し不満ですが……）



2017年春、福岡で開催された議会改革のシンポジウムに参加した。法政大広瀬克哉氏は

1. 議会報告会（意見交換会など）
2. 請願・陳情者の意見陳述
3. 議員間の自由討議

など改革の具体ポイントを示し、まさにこの自由討議の問題を提起なさった。

ついつい、議決機関である議会ということで、議決という最終結果ばかりにとらわれ、討論もせず多数派工作だけに明け暮れる大所帯会派に、せめて歴史記録だけは残そうという抵抗討論、ため息の日々。

「議案の中身を議論を尽くして、よりいいものを目指そうじゃないか！」と叫ぶことが、まるで青二才の遠吠えなのかと……。

議員提案条例（受動喫煙防止条例）をめぐ

って、無力感に陥っていたわけだが、そこに答えをもらったシンポジウムであった。

（議会報告会を続けてきた自負もあって）

自分の方向は間違っていない！と、気を取り直すことができた。

改めて、10年前の栗山町「議会基本条例」の前文を紹介されて、目からウロコであった。

『議会は、その持てる権能を十分に駆使して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を広く町民（市民）に明らかにする責務を有している。自由かつ達な討議をとおして、これら論点、争点を発見公開することは討論の広場である議会の第一の使命である。』（栗山町議会基本条例前文より）